

## 報 告

## 反論権について

平成27年1月16日

田 中 秀 浩

## 第1 はじめに（問題意識）

1 マスメディア等の報道により、名誉権等の人格権を侵害された個人は、その報道内容に関し、「反論」する権利ないし法的保護に値する利益を持っているのではないか（議論の出発点）。

2 いわゆる反論権は、これまで、反論文掲載請求権（これには、①不法行為の成立を前提としないもの〔広義の反論権〕と、②不法行為の成立を前提に民法723条の名誉回復処分として請求されるもの〔狭義の反論権〕がある）の成否として議論されてきた（後記の第2の裁判例及び学説の状況参照）。

しかし、上記1の議論の出発点に鑑みれば、必ずしも「反論文掲載請求権の有無」という形に議論を限定する必要はないのではないか（問題提起）。

3 いわゆる反論権を肯定する立場は、その理由のひとつとして、「言論には言論を」をもって対抗させることが被害者救済手段として適切であることを強調するが、このような思考は、名誉毀損をめぐる判例・学説の議論の中で、「言論の応酬」や「対抗言論」の法理においても、しばしば指摘される（後掲資料の第3）。

4 これまで裁判例や学説において議論されてきた「反論権」について、より広く、「言論には言論を」の思考に基づく法理（言論の応酬の法理、対抗言論の法理）をめぐる議論と重ね合わせたとき、上記1の議論の出発点

に関し、より広い視点や発想が提示できるのではないか。

さらに、そのような広い視点・発想に立ったとき、“報道によって名誉権等の人格権を侵害された者の「反論」する権利ないし法的利益”の実現方法について、従来議論されてきた反論文掲載請求権とは異なった新たなアプローチに基づく法律構成が提示できないか。

## 第2 反論権をめぐる裁判例と学説の状況（骨子）

### 1 サンケイ新聞意見広告事件・最高裁判決（最判昭和62年4月24日民集41-3-490）

ア 判旨 → 資料1参照

イ 不法行為の成立を前提としない反論文掲載請求権を否定

- ・法的根拠としては、憲法21条、人格権、条理、少なくとも立法が必要。

### 2 雑誌「諸君！」反論文掲載請求事件・東京地判平成4年2月25日判タ784-84

ア 判旨 → 資料2参照

イ 不法行為の成立を前提とする反論文掲載請求権の可能性を肯定  
(法的根拠としては、民法723条)

(ただし、事案としては、不法行為の成立を否定したので、結論は否定)

### 3 学説の状況

ア 肯定説

- ・奥平康弘教授「言論の自由を生かす反論権」 → 資料3参照
- ・その他

イ 否定説

- ・幾代通教授「新聞による名誉毀損と反論権」 → 資料4参照
- ・その他

### 第3 「言論の応酬」「対抗言論」の法理

#### 1 言論の応酬の法理

- ・最判昭和38年4月16日民集17-3-476の判旨 → 資料5 参照

#### 2 対抗言論の法理

- ・東京地判平成13年8月27日判タ1086-181 → 資料6 参照

### 第4 「反論」する権利ないし法的利益の実現

#### 1 参考判例

- ・東京地判平成8年2月28日判時1570-3 → 資料7 参照

名誉毀損を受けた原告がその反論を掲載して配付した小冊子等の発行費用を損害として認めた上、過失相殺の規定の類推により一部減額された事例

#### 2 試案

ア 被告の報道で名誉毀損を受けた原告が、その反論文を被告と同等の媒体に掲載し、その掲載に要した費用を被告に損害賠償責任として認める。

イ 被告の報道で名誉毀損を受けた原告が、被告に対し、その反論文掲載を請求したが、被告が、「正当な理由」なく、その掲載を拒否した場合に、原告の有する「反論する権利・利益」の違法な侵害を理由とする不法行為を認め、相当額の損害賠償責任を認める。

### 資料

#### 1 サンケイ新聞意見広告事件・最高裁判決（最判昭和62年4月24日民集41-3-490）

##### ア 判旨

##### ①（憲法21条に基づく反論文掲載請求権の否定）

「憲法21条等のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国又は地方

公共団体の統治行動に対して基本的な個人の自由と平等を保障することを目的としたものであって、私人相互の関係については、たとえ相互の力関係の相違から一方が他方に優越し事実上後者が前者の意思に服従せざるをえないようなときであっても、適用ないし類推適用されるものでないことは、当裁判所の判例」とするところであるから、「私人間において、当事者の一方が情報の収集、管理、処理につき強い影響力をもつ日刊新聞紙を全国的に発行・発売する者である場合でも、憲法21条の規定から直接に、所論のような反論文掲載の請求権が他方の当事者に生ずるものでないことは明らか」である。

② (条理または人格権に基づく反論文掲載請求権の否定)

「仮に憲法21条に基づいて反論文掲載請求権が認められないとしても、条理に基づいて、または、人格権に基づいて反論文掲載請求権を取得する(いずれの場合も不法行為の成立を前提とするものではない)という主張に対しては、「所論のような反論文掲載請求権は、これを認める法の明文の規定は存在しない。民法723条は、名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、『被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名誉ヲ回復スルニ適当ナル処分ヲ命スルコト』ができるものとしており、また、人格権としての名誉権に基づいて、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため侵害行為の差止を請求することができる場合のあることは、当裁判所の判例」とするところであるが、「右の名誉回復処分又は差止の請求権も、単に表現行為が名誉侵害を来しているというだけでは足りず、人格権としての名誉の毀損による不法行為の成立を前提としてはじめて認められるものであって、この前提なくして条理又は人格権に基づき所論のような反論文掲載請求権を認めることは到底できない」

「所論のような反論文掲載請求権は、相手方に対して、自己の請求する一定の作為を求めるものであって、単なる不作為を求めるもので

はなく、不作為請求を実効あらしめるために必要な限度での作為請求の範囲をも超えるものであり、民法723条により名誉回復処分又は差止の請求権の認められる場合があることをもって、所論のような反論文掲載請求権を認めるべき実定法上の根拠とすることはできない

「所論にいう「人格の同一性」も、法の明文の規定をまつまでもなく当然に所論のような反論文掲載請求権が認められるような法的利益であるとは到底解されない」

③ (名誉毀損の不法行為の成立を前提としない反論権制度の表現の自由に対する重大な影響)

「新聞の記事に取り上げられた者が、その記事の掲載によって名誉毀損の不法行為が成立するかどうかとは無関係に、自己が記事に取り上げられたというだけの理由によって、新聞を発行・販売する者に対し、当該記事に対する自己の反論文を無修正で、しかも無料で掲載することを求めることができるものとするいわゆる反論権の制度」について、

「この制度が認められるときは、新聞を発行・販売する者にとっては、原記事が正しく、反論文は誤りであると確信している場合でも、あるいは反論文の内容がその編集方針によれば掲載すべきでないものであっても、その掲載を強制されることになり、また、そのために本来ならば他に利用できたはずの紙面を割かなければならなくなる等の負担を強いられるのであって、これらの負担が、批判的記事、ことに公的事項に関する批判的記事の掲載をちゅうちょさせ、憲法の保障する表現の自由を間接的に侵す危険につながるおそれも多分に存するのである。

このように、反論権の制度は、民主主義社会において極めて重要な意味をもつ新聞等の表現の自由(前掲昭和61年6月11日大法廷判決参照)に対し重大な影響を及ぼすものであって、たとえ被告の発行するサンケイ新聞などの日刊全国紙による情報の提供が一般国民に対し強

い影響力をもち、その記事が特定の者の名誉ないしプライバシーに重大な影響を及ぼすことがあるとしても、不法行為が成立する場合にその者の保護を図ることは別論として、反論権の制度について具体的な成文法がないのに、反論権を認めるに等しい上告人主張のような反論文掲載請求権をたやすく認めることはできないものといわなければならない」

④ (放送法4条を根拠とする反論文請求権の否定)

「なお、放送法4条は訂正放送の制度を設けているが、放送事業者は、限られた電波の使用の免許を受けた者であって、公的な性格を有するものであり(同法44条3項ないし5項,51条等参照)、その訂正放送は、放送により権利の侵害があったこと及び放送された事項が真実でないことが判明した場合に限られるのであり、また、放送事業者が同等の放送設備により相当の方法で訂正又は取消の放送をすべきものとしているにすぎないなど、その要件、内容等において、いわゆる反論権の制度ないし上告人主張の反論文掲載請求権とは著しく異なるものであって、同法4条の規定も、所論のような反論文掲載請求権が認められる根拠とすることはできない。」

2 雑誌「諸君！」反論文掲載請求事件・東京地判平成4年2月25日判タ784-84

・(民法723条を根拠とする反論文請求権)

「民法723条は、名誉侵害の不法行為については、『名誉ヲ回復スルニ適當ナル処分』を命じ得ることを認め」ており、「右の処分又は措置としては、通常は、謝罪広告又は謝罪文の交付であるが、これに代えて又はこれと共に、反論文を掲載するが有効、適切である場合には、反論文掲載請求が許容されることもありうると考えられる。しかし、そのためには、その前提として、名誉侵害行為が、民法上の不法行為に当たることを前提とする(前掲最高裁昭和62年4月24日第二小法廷判決)ところ、本件

評論部分が違法性を欠くものであり、したがって、民法上の不法行為ともみられないことは、前示第二に説示したとおりである。したがって、その余の点について判断するまでもなく、反論文掲載請求は、失当である」

### 3 奥平康弘教授「言論の自由を生かす反論権」『表現の自由Ⅱ』（有斐閣・1984）所収

#### ①（謝罪広告に優越する反論文掲載）

「ある記事や意見は、それを発表するについて、発表する側にはそれなりの理屈があるのが、通常である。裁判の結果、たとえそれが名誉毀損に該当すると判定された場合でも、なお、当初の理屈は完全に消えてしまうとはかぎらない。そうであるのに被告が敗訴したことにともない謝罪広告で無理やり論議を打ち切りにさせてしまうのは、発表者の良心をきずつけるだけではなくて、名誉を毀損された側でさえも、それで十分に名誉が挽回された気にもならないかもしれないのである。さらに、両当事者のほかに、読者や視聴者も、当該事項（論議）に関心をもっている可能性がある。そうだとすれば、謝罪広告という生半可な消極策で一方的にケリをつけたことにしてしまうのは、言論の場を封じてしまう結果になるといえよう。これは、言論の場を確保し、言論の自由を生かす方法とはいえないのである」

「ではどうしたらいいかといえば、謝罪広告などという形式にとどまる制度の代わりに、名誉をきずつけられた者に、反論し論争する機会を与えたらいいのである。そうすることによって、だれの良心もきずつけられないばかりでなく、両当事者のそれぞれの立場が明らかになることによって、第三者たる読者や視聴者たる公衆もまた、大いに啓発されるにちがいない。」

#### ②（損害賠償に優越する反論文掲載）

「損害賠償という制度も、言論の自由を積極的に生かして、言論を活

発にする視点が全く欠落している点では、謝罪広告と同様である」

「損害賠償は、被害者の請求に応じて、加害者をこらしめるための手段であり、加害者が物理的な損害を与えたような典型的な不法行為の場合には（例えば、公害を発生させた場合を考えよ）、問題なく正当な手段である。損害を与えた者は、文句なく鎮圧されねばならない。けれども言論によって、あるひとの権利を侵害したかどうか問題になる場合、もともとの救済手段が、消極的な鎮圧策たる損害賠償請求しかないということは正当なのかどうか、疑問の余地がある。『言論には言論を』という解決方法——積極的な救済手段——のほうが、損害賠償よりもはるかに適切だという場合があるようにわたくしにはおもえるのである。少なくとも、ある種の言論『被害者』は、損害賠償をもとめるよりは、自分に反論する機会を与えよ、と考えるにちがいない。そしてまた『言論には言論を』の方式が第三者たる公衆にとっても、ある種の言論を一方的にこらしめ消去させてしまう損害賠償よりも、望ましい場合があることは、先にのべたとおりである。さらに、いうまでもないことだが、一つの言論に対して反論の機会を保障すること——すなわち『言論には言論を』の方式をとること——は、けっして第一の言論を一方的に鎮圧するものではないことに注意されたい。損害賠償方式が、そのことのうちに多かれ少なかれ言論抑圧的な契機をふくんでいるのに対比していえば、反論権方式は言論の自由の観点において明確に優位に立つ。」

### ③（民法723条による反論文掲載請求の合理性）

「以上のべたいっさいのことにもかかわらず、『現行法には反論権の規定はないし、裁判所もこの方式をいまだ認めたことがない』という立場を固執して、損害賠償か謝罪広告のいずれかを選択するほかないのだと結論しなければならぬのだろうか。そうではなくて、先に引用した民法723条でいわゆる『名誉ヲ回復スルニ適当ナル処分』には、謝罪広告以外に、反論する機会の保障がふくまれていると解するほうが、はるかに合理的だといわねばならない。『適当ナル処分』の一つに反論権を組

みいれることは、法解釈上全く容易なことである。従来の判例が、この方式を開発しなかったのは、もっぱら法律家たちの怠慢——ことがらを、もっぱら私法的な紛争の解決の次元でとらえ、ここに言論の自由という憲法的な価値がかかわっているという点の認識を欠いていたこと——に帰せられるべきである。」

#### 4 幾代通教授「新聞による名誉毀損と反論権」『私法学の新たな展開 我妻栄先生追悼論文集』（有斐閣・1975）所収

- ・「反論の内容が、いわば『過剰反撃』になったり、逆方向や別方向への名誉毀損など不法行為を構成するなど、紛争の解決をめざしながら却って紛争の拡大や深刻化をもたらすという弊害はないか」
- ・「反論権を法認することは、公共的問題についての民主的で自由な討議を萎縮させ、国家権力による言論統制に連なる」「反論権が法認されると、なによりもまず、新聞紙面の量に対する圧迫という経済的圧迫の形で、きわめて強力な力が新聞のうえにのしかかってくる」
- ・「反論権は、種々の政治的・社会的な立場の人々にとって両刃の剣として機能するであろう」

#### 5 最判昭和38年4月16日民集17-3-476判旨

- ・「所論は、要するに、原判文では、被上告人らの行為が上告人らの名誉を侵害しないとするのか、侵害するが違法性阻却事由があるとするのか曖昧であるが、その趣旨は後者にあると解するほかになく、而して言論の応酬について正当防衛等の観念を容れる余地はないから、そのような見解に立つ原判決は違法であるというのである。」
- ・「案ずるに、所論原判示部分はその措辞においていささか明晰を欠くことは否み難いが、その趣旨においては、被上告人らの言動は違法に上告会社に損害を加えたものでないことを判示するにあることはこれを看取するに難くない。」

- 「しかして、自己の正当な利益を擁護するためやむをえず他人の名誉、信用を毀損するがごとき言動をなすも、かかる行為はその他人が行った言動に対比して、その方法、内容において適当と認められる限度をこえないかぎり違法性を缺くとすべきものである」
- 「本件被上告人らがB博士の承諾を得て、その講演内容を日本医師会の機関誌である日本医師会雑誌に掲載する権利を有していた以上、右講演内容が先に他誌に掲載されたことにつき、真実を公表弁明して、その権利名誉を擁護するにあたり、被上告人らが採った処置の方法、内容は、原判決の確定した客観的事情の下では、いまだ上告人らの名誉・信用を害したものとすをえないとした原審の判断は、これを肯認しえないではなく、原判決に所論の違法があるとはいえない。」

## 6 東京地判平成13年8月27日判タ1086-181

- 「言論による侵害に対しては、言論で対抗するというのが表現の自由（憲法21条1項）の基本原理であるから、被害者が、加害者に対し、十分な反論を行い、それが功を奏した場合は、被害者の社会的評価は低下していないと評価することが可能であるから、このような場合にも、一部の表現を殊更取り出して表現者に対し不法行為責任を認めることは、表現の自由を萎縮させるおそれがあり、相当とはいえない。」
- 「これを本件各発言がされたパソコン通信についてみるに、フォーラム、パティオへの参加を許された会員であれば、自由に発言することが可能であるから、被害者が、加害者に対し、必要かつ十分な反論をすることが容易な媒体であると認められる。したがって、被害者の反論が十分な効果を挙げているとみられるような場合には、社会的評価が低下する危険性が認められず、名誉ないし名誉感情毀損は成立しないと解するのが相当である。」
- 「また、被害者が、加害者に対し、相当性を欠く発言をし、それに誘発される形で、加害者が、被害者に対し、問題となる発言をしたような場

合には、その発言が、対抗言論として許された範囲内のものと認められる限り、違法性を欠くこともあるというべきである。」

## 7 東京地判平成8年2月28日判時1570-3

- 「原告が、本書出版後の平成元年12月、本書の指摘に対する原告の反論として、本件両辞典の編集委員ら6名のネイティブ・スピーカーの意見を中心にした「『欠陥英和辞典の研究』の分析」なる小冊子を作成し、全国の高校約5100校の英語教諭等にこれを配付したことは前示のとおりである。」「また、《証拠略》を総合すれば、原告は、本書対策のための資料として、右小冊子1万5000部のほか、「欠陥『欠陥英和辞典の研究』の研究」6000部及び「別冊宝島102『欠陥英和辞典の研究』に関する研究社の見解」1000部を作成し、また、時事英語研究の前記「『欠陥英和辞典の研究』批判第1弾！」（編集部）の抜刷り1万2000部と「『欠陥英和辞典の研究』批判第2弾！」（東京外国語大学教授東信行）の抜刷り6000部及び現代英語教育の「『欠陥英和辞典の研究』の嘘」（明海大学教授山岸勝榮）の抜刷り1万8000部を作成して、これらの資料を平成2年1月ころまでに高校英語教諭その他の関係者に配付し、さらに、研究社特約店通信1989年11月号に「別冊宝島102『欠陥英和辞典の研究』に関する研究社の見解」を掲載して、右特約店通信1700部を平成元年11月ころ特約店に配付したこと、原告は、右資料の作成、配付のための印刷・製本代、郵送費、人件費等の費用として、第九別紙の本書対策費一覧表の1記載の合計168万4117円を直接請求元に支払い、また、原告の関連会社として本件両辞典の委託販売業務を行う研究社販売が請求元に支払った費用のうち、同表の2の[1]、[3]及び[4]記載の合計178万4513円を負担したほか、同表の3の[2]ないし[4]記載の合計28万6758円の4分の1に相当する7万1689円を研究社販売及び研究社出版との三者間の合意に基づいて原告が負担したことが認められる。」
- 「ところで、原告は、出版等を目的とする会社であり、長年にわたり英

語に関する辞書、学習雑誌及び研究書等の出版を多数手掛け、昭和42年に新英和中辞典を、また、昭和59年にライトハウスをそれぞれ出版し、その後版を重ね、新英和中辞典は、昭和60年に第五版、平成6年11月に第六版を出版して、第五版までの発行部数は約900万部に及び、ライトハウスも、平成2年10月に第二版を出版して、初版の発行部数だけでも280万部であること、本件両辞典は本書発行当時の原告の売上の約40パーセントを占める主力商品であり、高校生を中心に大学、実業界その他各方面の一般読者に幅広く利用されていること、しかし、本書の発行当時、競業他社が競って学習用英和辞典を刊行し、英和辞典市場は激しい競争状態を呈しており、刊行時からすでに相当の年月を経ている本件両辞典が相対的に競争力を弱めていたことは前示のとおりである。」「そして、前記認定事実並びに《証拠略》によると、被告会社による本書の発行とその新聞紙上への広告の掲載を契機として、新聞・雑誌等のマスコミが「『例文の二割不適切』告発本が指摘」「『ナゲ斬り』ベストセラー英語辞書」などと大きく報道し、有識者がこれを広く取り上げたこともあって、原告及び研究社販売には、英語教育関係者や読者等から本件両辞典の信頼性等に関する多数の照会、質問等が殺到したこと、また、本書発行後に本件両辞典の一点推薦を見合わせる高校も出現するに至ったこと、そこで、原告は、本書によって毀損された原告の社会的評価を回復するとともに、本書に関する照会、質問等に適切に対処して、前記のような激しい競争市場の下で本件両辞典の販売促進活動をやりやすくし、売上の減少防止を図ることを主な目的として、アルバイトを雇ったり特定の従業員を専従させるなどの営業努力を払い、前示のとおりの本書対策資料を作成配付し、その関係費用として前記認定額の合計354万0319円の支出を余儀なくされたことが認められる。」

- ・「そうすると、右支出相当額は、被告らの前示不法行為により原告が被った直接損害であるといわざるを得ないが、他方において、本書の批判する85個の例文のうち、摘示事実が真実であるか又は公正な論評である

として適法と認められるものが、整理番号Dの中に論評に該当するものを除いても27個あり、現に本書発行後に刊行された本件両辞典の改訂版では、本書の指摘に沿う形で例文が変更されているものも多々見られること、本書対策資料のうち中心をなす小冊子「『欠陥英和辞典の研究』の分析」の内容は、本書の指摘がすべて誤りであるとして、これに対し真っ向から反論するものではなく、非は非として認めるものであること、右小冊子を含む本書対策資料の作成、配付は、激しい競争市場を背景にした本件両辞典の販売促進活動の便宜や売上の減少防止を主な目的とするものであって、原告の営業活動ないしは企業防衛の一環としての性格が強いことは前示のとおりであるから、以上の諸事情を総合勘案すると、原告の前記支出額の全部を被告らに賠償させることは公平を失するというほかはなく、民法722条2項の過失相殺の規定の類推により、右支出額のうち100万円の限度において、これを被告ら各自に賠償させるのが相当というべきである。」

以上